

ボールパーク地区の下水道事業受益者負担金の負担区設定について

本資料は、パブリックコメント資料1の解説資料となりますので、資料1と合せてご覧ください。

1 受益者負担金制度

公共下水道が整備された地域は、その整備によって環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として、土地の資産価値が増加することとなります。

下水道の整備費は、市費や国の補助金などで賄っていますが、不特定多数の方が利用する道路や公園のような公共施設とは異なり、利用できる人が限られています。

そこで、都市計画法第75条第1項の「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者がいるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」という規定と同条第2項の「市町村が負担させるものにあつては当該市町村の条例で定める。」という規定に基づき、「北広島市下水道事業受益者負担金条例」を定め、地区ごとに受益者負担金（単位面積あたりの額）を設定しています。

2 汚水管渠^{かんきょ}整備概要

ボールパーク地区は、下水道法第4条に基づく公共下水道事業の計画変更を行い、令和2年度から汚水管渠の整備を進めています。

この整備による汚水管渠の延長は3,723mであり、これらの管渠は既設の汚水管渠へ接続され、同地区から排出される汚水は終末処理場（アクア・バイオマスセンター北広島）において処理されることとなります。

3 負担金の対象区域

今回の負担金の対象区域は、ボールパーク地区から道路・雨水調整池を除いたエリアであり、面積は311,347㎡となります。

4 単位負担金額

受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、総務省から、「公共下水道等の受益者負担金は全事業費の5%程度を徴収し事業費へ充当すること」と示されています。

この通知に基づき、汚水管渠整備費（353,306千円）の5%の額から受益者負担金を算出すると単位負担金額は50円/㎡となります（10円未満切り捨て）。

当該地区は、現在「共栄」となっていますが、今後町名変更が予定されており、「北広島市町名・町界整備審議会」での審議、議会の議決を経て新たな町名が決定されることとなります。

そのため、負担区名については、これらの町名変更に応じて決めることとなります。

5 徴収見込額

現時点の土地所有者別に土地を区分した場合、市有地が 253, 910 m²、その他が 45, 937 m²となります。

それぞれの土地の面積に応じ、受益者負担金額（5年総額）を算出すると、市有地が 12, 695, 500 円、その他が 2, 296, 850 円、合計が 14, 992, 350 円となり、これらの負担金額を5年分割で徴収することとなります。

6 条例改正案

条例第4条第1項において負担区名と1m²当たりの単位負担金額を定めています。本改正では、ここに「〇〇負担区、50円」を追加することとなります。

なお、賦課年次は令和5年度からとなり、令和5年4月1日現在の土地所有者から受益者負担金を徴収することとなります。

改正後		改正前	
(各受益者の負担金の額) 第4条 受益者が負担する負担金の額は、次の表に掲げる各負担区ごとの1平方メートル当たりの単位負担金額に当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。		(各受益者の負担金の額) 第4条 受益者が負担する負担金の額は、次の表に掲げる各負担区ごとの1平方メートル当たりの単位負担金額に当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。	
負担区名	単位負担金額	負担区名	単位負担金額
東部負担区	280円	東部負担区	280円
大曲負担区	470円	大曲負担区	470円
輪厚負担区	470円	輪厚負担区	470円
西の里負担区	490円	西の里負担区	490円
西の里南負担区	520円	西の里南負担区	520円
〇〇負担区	50円		
附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。			

7 今後の予定

市民参加手続きとして、本パブリックコメントを実施するほか、北広島市上下水道事業経営審議会に意見を聴くこととしています。

これらの意見を参考に改正条例案を作成し、議会の議決を経て、令和4年10月1日、公共下水道の供用開始に合わせ、改正条例が公布となります。

その後、土地所有者への周知・説明を行い、令和5年4月1日に改正条例が施行となり、6月から受益者負担金の徴収が開始となります。

基本的には、5年分割となり、各年を4期（6月、8月、10月、12月）に分けて負担金を徴収することとなります。